

伊藤瑞叡先生の提唱される『行道清規（＝妙行十七条）』を紹介します。

行道清規（＝妙行十七条）

一、妙行十七条は、日蓮法華宗における口唱信行の正範行軌の一様式です。妙経と祖書とに基づき信行の体験をもって、妙法の内証外用を常修常証することのできる行軌次第として案出されたもので、「三大秘法は本宗の妙解にして観心本尊は妙行なり」とする古義を根本とします。

二、その内容の重点は、一秘三秘の根本精神を体得して、久成釈尊の因行果徳を受得するために、妙法五字の但信口唱の心的態度を実証する常修軌範として、浅より深へと安立された第七条懺悔滅罪位より第十二条観心本尊位にいたる妙行の七位にあります。

三、本条を次第に順じて正修することにより、本化の知恩を感得し、本化の信心に決定し、八風吹けども動ずることのない本化の安心に善住し、本化の願業を確認し、本化の眷属にして本仏の嫡子であることを覚悟し、発心の歡喜を身心に自得し、吾が身さながら七宝嚴飾の宝塔なりと領解するに到るよう勤めましょう。

四、本条はすべて導師の 推鐘・独唱に始まり一同は 印から和唱します。次第作法は能化・導師の指導を受けましょう。

五、正しい信心の相貌をわきまえることこそ大切です。

『諸法実相鈔』に云く、

「一閻浮提第一の御本尊を信じさせ給え。あいかまえて、あいかまえて信心つよく候て三仏の守護をこうむらせ給うべし。行学の二道をはげみ候べし。行学たえなば仏法はあるべからず。我もいたし人をも教化候え。行学は信心よりおこるべく候。力あらば一文一句なりともかたらせ給うべし」（昭和定本七二八頁）と。

如来滅後五五百歳始観心本尊鈔

夫始め寂滅道場華蔵世界より沙羅林に終るまで五十余年の間、華蔵・密嚴・三变・四見等の三土・四土は、皆成劫の上の無常の土に変化する所の方便・実報・寂光・安養・淨瑠璃・密嚴等（の土）なり。能変の教主涅槃に入（りぬ）れば所变の諸仏随って滅尽す。土も又以て是の如し。今本時の娑婆世界は、三災を離れ四劫を出たる常住の淨土なり。仏既に過去にも滅せず未来にも生ぜず。所化以て同体なり。此れ即ち己心の三千具足三種の世間なり。迹門十四品に未だ之を説かず、法華経の内に於ても時機未熟の故か、此の本門の肝心南無妙法蓮華経の五字に於ては、仏猶文殊・薬玉等にも之を付嘱したまわず。何に況んや其の己下をや。但地涌千界を召して八品を説いて之を付嘱したもう。其の本尊の体たらく、本師の娑婆の上に宝塔空に居し、塔中の妙法蓮華経の左右に釈迦牟尼仏・多宝仏、釈尊の脇土上行等の四菩薩、文殊・弥勒等の四菩薩は眷属として末座に居し、迹化他方の大小の諸菩薩は、万民の大地に処して雲閣月卿を見るが如し。十方の諸仏は大地の上に処したもう、迹仏迹土を表するが故也。是の如き本尊は在世五十余年に之無し。八年の間（にも）但八品に限る。正像二千年の間は、小乗の釈尊は迦葉・阿難を脇土となし、権大乘並に涅槃・法華経の迹門等の釈尊は文殊・普賢等を以て脇土となす。此等の仏をば正・像に造り画けども未だ寿量の仏ましまさず。末法に來入して始めて此の仏像出現せしむべきか。（定七一二頁）

日女御前御返事

爰に日蓮いかなる不思議にてや候らん、龍樹・天親等、天台・妙楽等だにも顕わし給わざる大曼荼羅を、未法（に入つて）二百余年の比、はじめて法華弘通の旗じるしとして顕わし奉るなり。是れ全く日蓮が自作にあらず。多宝塔中（の）大牟尼世尊分身の諸仏、摺形木たる本尊なり。されば首題の五字は中央にかかり、四大天王は宝塔の四方に坐し、釈迦・多宝、本化の四菩薩肩を並べ、普賢・文殊等、舍利弗・目連等、座を屈し、日天月天第六天の魔王龍王阿脩羅、其の外不動愛染は南北の二方に陣を取り、悪逆の達多、愚痴の龍女一座をはり、三千世界の人の寿命を奪う悪鬼たる鬼子母神十羅刹女等、加之（しかのみならず）、日本国の守護神たる天照太神・八幡大菩薩、天神七代地神五代の神々、総じて大小の神祇等、体の神つらなる、其の余の用の神豈にもるべきや。宝塔品に云く、接諸大衆皆在虚空云云。此等の仏菩薩大聖等、総じて序品列座の二界八番の雑衆等一人も漏れず。此の御本尊の中に住し給ひ、妙法五字の光明に照されて本有の尊形となる。是を本尊とは申すなり。（定一三七五頁）

妙行十七条 次 第

第一条 礼 拝

一、合掌礼拝 跪座し、合掌し、瞻仰し、起立して（略するもよし）伏拝をします。

跪座は、両膝を地に着けて足の指先で地をささえる、いわゆる長跪を行います。

合掌は、十指をまっすぐにして両手を合わせ胸間に安んぜしめる、いわゆる堅実合掌を行います。

瞻仰は、恭敬（＝うやまい）の心で聖なるものを仰ぎ見ることです。

起立とは、合掌を解き示中二指を地に着けて直立することです。次に合掌を額上に捧げて同時に躬を曲げて頭を低くする曲躬低頭を行います。

伏拝とは、両膝・両肘頭・一頭の五体を地に着け、手を伸ばして聖なるものの御足を受けるといふ、いわゆる稽首礼足を行います。

この跪座・合掌・瞻仰・起立・伏拝の次第をもって行う合掌礼拝は、一々説明しますと複雑なようですが、一連の行為として行いますと、いとも簡単なもので、誰でもすぐ行うことができます。この合掌礼拝によって、身と心とが一体となって、聖なるもの（＝常住三宝）に対する恭敬（＝うやまい）・信順（＝すなおさ）の心をつちかい、自我の驕慢（＝おごり・たかぶり）を離れる、という調御（セルフコントロール）を可能にする経験を、自らに与えます。

二、正座合掌 次に正座して合掌礼をし、合掌します。

正座は背骨をまっすぐに伸ばし、あごをひいて腰骨をピンッと立てます。

合掌礼は指先を互いに接して、接した人さし指の間に鼻がはいる感じで行ないます。

そして合掌をします。合掌をして、次の第二条を修します。

第二条 道場観

導師推鐘振鈴

会衆一同和唱

妙法蓮華經如来神力品第二十一に云わく、

(真読)

当知是処 即是道場 諸仏於此 得三菩提
諸仏於此 轉於法輪 諸仏於此 而般涅槃

(訓読)

まさに知るべしこの処は、すなわちこれ道場なり。
諸仏ここにおいて、三菩提を得、諸仏ここにおいて、
法輪を轉じ、諸仏ここにおいて、般涅槃したもう。

第三条 奉 請

見宝塔品第十一に云わく、

(真読)

為坐諸仏 以神通力 移無量衆 令国清浄
諸仏各各 詣宝樹下 如清涼池 蓮華莊嚴
其宝樹下 諸師子座 仏坐其上 光明嚴飾

(訓読)

諸仏を坐せしめんが為に、神通力を以て無量の衆を移して国をして清浄ならしむ。
諸仏各各に宝樹の下に詣りたもう。清涼池の蓮華莊嚴せるが如し。
その宝樹の下にもろもろの師子座あり、仏その上に坐して光明嚴飾せり。

第四条 三宝礼・三秘礼

南無 久遠実成 本師釈迦牟尼仏
南無 平等大慧 一乘妙法蓮華經
南無 本化上行 高祖日蓮大菩薩

一心敬礼 南無本門本尊 一乘妙法蓮華經
一心敬礼 南無本門戒壇 一乘妙法蓮華經
一心敬礼 南無本門題目 一乘妙法蓮華經

第五条 讚 歎

御義口伝に云わく、

品品の初めにも五字を題し、終りにも五字を以て結し、前後中間南無妙法蓮華經の七字なり。末法弘通の要法、唯此の一段に之れ有るなり。此等の心を失って要法に結ばずんば末法弘通の法(師)には足らざるものなり。剩え日蓮が本意を失う可し。日蓮が弟子檀那別の才覚無益なり。妙楽の釈に云く、子父の法を弘む、世界の益ありと。子とは地涌の菩薩なり。父とは釈尊なり。世界とは日本国なり。益とは成仏なり。法とは南無妙法蓮華經なり。今又以て此の如し。父とは日蓮なり。子とは日蓮が弟子檀那なり。世界とは日本国なり。益とは受持成仏なり。法とは上行所伝の題目なり。

第六条 懺悔滅罪位

光日房御書に云わく、

夫れ針は水に沈む、雨は空に止まらず、蟻子を殺せる者は地獄に入り、死に屍^{かばね}を切れる者は悪道を免がれず。何に況や人身を受たる者を殺せる人をや。但し大石も海に浮ぶは船の力也。大火も消る事は水の用にあらずや。

小罪なれども、懺^{さんげ}悔せざれば悪道を免がれず。大逆なれども、懺^{さんげ}悔すれば罪きへぬ。

可責謗法滅罪鈔に云わく、

謗法の者は多くは無間地獄に生じ、少しは六道に生を受く。……過去の謗法の我身にあること疑いなし。この罪を今生に消さずば、未来に争^{しげ}か地獄の苦をば免るべき。……過去遠^{とほ}遠の重罪をば何にしてか、皆集めて、今生に消滅して、未来の大苦を免^{まぬ}れん。……この時この重罪を消さずば何の時をか期すべき。

南 無 妙 法 蓮 華 經 (一息一唱)

南 無 妙 法 蓮 華 經

南 無 妙 法 蓮 華 經

(観心信受念持行)

第七条 知恩報恩位

報恩鈔に云わく、

夫れ老狐は塚を後にせず、白亀は毛宝が恩を報ず。畜生すら斯の如し。いわんや、人倫をや。……いかにいわんや、仏教を習ん者、父母・師匠・国恩を忘るべしや。この大恩を報ぜんには必ず仏法を習い究め、智者とならで叶ふべきか。……内典の仏經に云く、「恩ヲ捨テテ、無為ニ入ル八真実報恩ノ者ナリ」等云云。比干が王に随はずして賢人の名を取り、悉達太子の淨飯大王に背きて三界第一の孝となりし是れなり。

南 無 妙 法 蓮 華 經

南 無 妙 法 蓮 華 經

南 無 妙 法 蓮 華 經

(観心信受念持行)

第八条 修習祈願位

如説修行鈔に云わく、

天下万民諸乘一仏乘となつて妙法独り繁昌せんとき、万民一同に南無妙法蓮華經と唱へ奉らば、吹く風枝を鳴らさず、雨壊を碎かず。代は義農の世となりて、今生には不祥の災難を払い、長生の術を得、人法ともに不老不死の理、顯れんときを御覽ぜよ。現世安穩の証文疑い有るべからざる者なり。

(要法但信口唱行...一息一唱ないし一息三唱の唱題行なり)

第九条 発菩提心位

立正安国論に云わく、

汝早く信仰の寸心を改めて、速かに実乗の一善に帰せよ。然れば則ち三界は皆仏国なり。仏国それ衰えんや。十方は悉く宝土なり。宝土何ぞ壊れんや。国に衰微なく土に破壊なくんば、身は是れ安全にして、心は是れ禅定ならん。この誦^ま、この言^ま、信ずべく、崇むべし。

(要法但信口唱行)

第十条 修習誓願位

開目鈔に云わく、

我等ほどの小力の者、須弥山は投ぐとも、我等ほどの無通の者、乾草を負うて劫火には焼けずとも、我等ほどの無智の者、恒沙の経々を読み^も覚^もうとも、法華経は一句一偈も末代に持ち難しと、説かるるは是れなるべし。今度、強盛の菩提心を起して、退転せじと願じぬ。(立正安国論に云わく、所詮、天下泰平国土安穩は君臣の樂^もうところ、土民の思うところなり。それ国は法に依つて昌^かえ、法は人に因つて貴^たし。国亡び人滅せば、仏を誰か崇むべき、法をば誰か信ずべきや。先ず国家を祈りて、すべからく仏法を立つべし。)

(要法但信口唱行)

第十一条 根本悲願位

妙法蓮華経如来寿量品第十六に云わく、

毎に自ら是の念を作す、何を以てか衆生をして無上道に入り、速かに仏身を成就することを得せしめん、と。

如来滅後五五百歳始観心本尊鈔に云わく、

釈尊の因行果徳の二法は、妙法蓮華経の五字に具足す。

我等この五字を受持すれば、自然にかの因果の功徳を譲り与えたもう。

(当体義鈔に云く、正直捨方便但信法華経唱南無妙法蓮華経人煩惱・業・苦三道法身・般若・解脱三徳転三観三諦即一心顯其所住之处常寂光土也。能居所居身土色心俱体俱用無作三身本門寿量当体蓮華仏者日蓮弟子檀那等中事也。是即法華当体自在神力所顯功能敢不可疑之不可疑之。)

(要法但信口唱行)

第十二条 観心本尊位

観心本尊妙に示して云わく、

(夫れ始め.....) 今本時の娑婆世界は、三災を離れ四劫を出でたる常住の浄土なり。
仏既に過去にも滅せず、未来にも生ぜず、所化以て同体なり。
此れ即ち己心の三千具足三種の世間なり。

南 無 妙 法 蓮 華 經
南 無 妙 法 蓮 華 經
南 無 妙 法 蓮 華 經
(觀 心 信 受 念 持 行)
南 無 妙 法 蓮 華 經
南 無 妙 法 蓮 華 經
南 無 妙 法 蓮 華 經

第十三条 諸回向(導師独唱)

(隨 意)
妙行の総願
所志の別願
回向文

南 無 妙 法 蓮 華 經
南 無 妙 法 蓮 華 經
南 無 妙 法 蓮 華 經

第十四条 四弘誓願・四句發願

衆 生 無 辺 誓 願 度
煩 惱 無 数 誓 願 断
法 門 無 尽 誓 願 知
仏 道 無 上 誓 願 成

藥草喩品第五に云わく、
未だ度せざる者は度せしめん。
未だ解せざる者は解せしめん。
未だ安ぜざる者は安ぜしめん。
未だ涅槃せざる者は涅槃を得せしめん。

第十五条 別願文(祈禱經言上) (導師独唱) ここより略唱するもよしとする。

南無平等大慧一乘妙法蓮華經。南無靈山浄土久遠実成釈迦牟尼仏。南無宝浄世界証明法華

多宝如来。南無上行無辺行淨行安立行等本化地涌の大士。文殊弥勒普賢藥王藥上觀音等の迹化他方の大権の薩埵。身子目連迦葉阿難等の新得記の諸大声聞く。総じて靈山虚空二処三会發起影響当機結縁の四衆、乃至尽虚空微塵刹土去来現在の一切の三宝に申して言さく、願わくは、読誦し奉る寿量品を以て助行と爲し、唱え奉る妙法蓮華經を以て正行と爲し、速かに正助の二行を整えて、之を読誦し奉る。此の功德に依て信心の行者除病延命ならんのみ。其れ陀羅尼とは二辺の悪を除いて中道の善に歸す。遮惡持善の者は何ぞ悪を除いて善に歸せしめざらんや。然らば則ち、鬼子母神十羅刹女は若不順我呪惱乱說法者頭破作七分如阿黎樹枝と誓い佛前の御約束争か虚しからんや。故えに五番神呪の力遠くは一乘円經の妙理を顯し、近くは自身擁護の威勢を示す。之に依って二聖、二天、十羅刹女、天照太神、正八幡宮を始め奉り、一切りの諸神、山神、海神、水神、宅神、指神、聞神、斗加神、玉女神、十二神将、天形、星形、疫神、堅牢地神、荒神、総じて本朝の大小の神祇、土公神等、面々に法樂し奉る、隨喜せしめ給え。仍って法味を聴聞し報恩を垂れ令め給え。内には智慧の弟子有って佛法の深義を覺り、外には清淨の檀越有って佛法久住し、法華折伏破権門理、終に諸乘一仏乘に歸せよと納受せしめ給え。仰ぎ願わくは精誠の祈願に依って、縦い年の難、月の難、日の難、時の難等の所來の定難も返し轉じて、除病延寿息災延命と守護せしめ給え。令百由旬内無諸衰患、受持法華名者福不可量、諸余怨敵皆悉摧滅、得聞是經病即消滅不老不死と云えり。国に諸法の音無くんば、万民数を減ぜず。家に讚經の頌有らば、七難必ず退散せしめんのみ。本朝沙門日蓮在御判。南無 妙法蓮華經。 (定二〇九三頁)

第十六条 歸依受持(三歸一念)

(報恩鈔に云わく、

問うて云く、天台伝教の弘通し給わざる正法ありや。答えて云く、有り。求めて云く、何物ぞや。答えて云く、三あり。末法のために仏留め置き給う。迦葉・阿難等、馬鳴・竜樹等、天台・伝教等の弘通せさせ給はざる正法なり。求めて云く、其形貌如何。答えて云く、^{そのまようみょう}一には日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釈尊を本尊とすべし。^{ひとつ}所謂^{ひつ}宝塔の内の釈迦多宝、外の諸仏、並に上行等の四菩薩脇士となるべし。^{ふたつ}二には本門の戒壇。三には日本乃至漢土月氏一閻浮提に人ごとに有智無智をきはらず、一同に他事をすてて南無妙法蓮華經と唱うべし。)

(三大秘法稟承事に云わく、 寿量品に建立するところの本尊は五百塵点のそのかみより以來、この土有縁深厚本有無作三身の教主釈尊これなり。寿量品に云く、如来秘密神通之力等云云。疏の九に云く、一身即三身なるを名けて秘となし、三身即一身なるを名けて密となす。また昔より説かざるところを名けて秘となし、ただ仏のみ自ら知るを名けて密となす。仏三世において等しく三身あり、諸教の中において、これを秘して伝えず等云云。題目とは二意あり。いわゆる正像と末法となり。正法には天親菩薩・竜樹菩薩、題目を唱えさせ給しかども、自行ばかりにしてさて止め。像法には南岳・天台、また題目ばかり南無妙法蓮華經と唱え給いて、自行のためにして広く他のために説かず。これ理行の題目なり。末法に入りて今日蓮が唱うるところの題目は、前代に異り自行化他に亘りて南無妙法蓮華經なり。^{みょうたい}名体宗^{りゅうしゅう}用教^{りゅうきょう}の五重玄の五字なり。戒壇とは王法佛法に冥し、佛法王法に合して王臣一同に本門の三大秘密の法^{ほつ}を持ちて、有徳王覺徳比丘のその乃住^{なつかし}を末法濁悪の未来に移さん時、勅宣並びに

御教書を申し下して、靈山淨土に似たらん最勝の地を尋ねて、戒壇を建立すべきものか。時を待つべきのみ。事の戒法と申すはこれなり。三国並に一閻浮提の人懺悔滅罪の戒法のみならず、大梵天王・帝釈等も来下して踏み給うべき戒壇なり。)

今身より仏身に至るまで 能く持ち奉る

南無本門本尊一乘妙法蓮華經

南無本門戒壇一乘妙法蓮華經

南無本門題目一乘妙法蓮華經

* 唱えおわって後、黙然として五体投地頂足の礼で三拝する。

第十七条 奉 送

願諸衆生 諸悪莫作 衆善奉行 自淨其意 是諸仏教 和南聖衆
(七仏通戒偈)

囑累品第二十二に云わく、

(真読) 爾時釈迦牟尼仏 令十方来 諸分身仏 各還本土 而作是言 諸仏各隨所安
多宝仏塔 還可如故

(訓読) その時、釈迦牟尼仏、十方より来りたまえる、諸の分身の仏をして、各、本土に還らしめんとして、この言を作したまわく、「諸仏、各所安に随いたまえ。多宝仏の塔、還つて故の如くしたもうべし」と。

合掌伏拝 最後に合掌し(もしくは正座し合手礼をして)起立して、
正座行のすべてを完了します。

宮沢賢治詩

(日蓮聖人を慕う強い法華經の信仰者でした)

(雨ニモマケズ)

雨ニモマケズ

風ニモマケズ

雪ニモ夏の暑サニモマケヌ

丈夫ナカラダヲモチ

慾ハナク

決シテ瞞ラズ

イツモシズカニワラッテイル

一日ニ玄米四合ト

味噌ト少シノ野菜ヲタベ

アラユルコトヲ

ジブンヲカンジョウニ入レズニ

ヨクミキキシワカリ
ソシテワスレズ
野原ノ松ノ林ノ蔭ノ
小サナ萱ヅキノ小屋ニイテ
東ニ病氣ノコドモアレバ
行ッテ看病シテヤリ
西ニツカレタ母アレバ
行ッテソノ稲ノ束ヲ負イ
南ニ死ニソウナ人アレバ
行ッテコワガラナクテモイトイイ
北ニケンカヤソショウガアレバ
ツマラナイカラヤメロトイイ
ヒデリノトキハナミダヲナガシ
サムサノナツハオロオロアルキ
ミンナニデクノボートヨバレ
ホメラレモセズ
クニモサレズ
ソウイウモノニ
ワタシハナリタイ

賢治「手帳」より

忘持経事にいわく

教主釈尊の御宝前に母の骨を安置し、五体を
地に投げ、合掌して両眼を開き、尊容を拝し、
歡喜身に余り心の苦しみ忽ち息む。

我が頭は父母の頭、我が足は父母の足、我が
十指は父母の十指、我が口は父母の口なり。
譬ば種子と菓子と、身と影とのごとし。

(定一五頁)

父母恩重経にいわく

父母の恩徳をまとめていえば、次の十種に分け
られよう。

懐胎守護の恩(懐妊すれば、母はお腹の子を思
うあまり、常に心にかけて守護するという恩)

臨産受苦の恩(母は子を産む時、生死の境をさ
まようほどに苦しむという恩)

生死忘憂の恩(産み終って子の顔を見れば、こ
れまでの苦しみをすべて忘れて、喜ぶという恩)

乳哺養育の恩(養育に骨を折られること並大抵
ではないという恩)

廻乾就湿の恩（子を思うが故に、母は汚れたところに寝て、乾いたところへ子を寝かせるという恩）

洗濯不浄の恩（子の不浄物を汚いものとせず、洗い浄めるという恩）

えん苦吐甘の恩（母はみずから不味いものを食べ、子には美味しいものを与えるという恩）

為造悪業の恩（親は子のためには地獄に墮ちることもあえて行ない、子の安らかであるようにと念ずるという恩）

遠行憶念の恩（子が親を離れて遠くにいる時には、親は寝ても覚めても子の身の上を思って忘れないという恩）

究竟憐愍の恩（自分が生きている間はもちろんのこと、死んだ後にもあの世から、親は子のことを思って常に慈しみ悲れみをたれるという恩）